

地理的表示産品保護弁法

第一章 総則

第一条 我が国の地理的表示産品を効果的に保護し、地理的表示産品の名称と地理的表示の専用標識の使用を規範化し、地理的表示産品の品質と特性を保証するために、「中華人民共和国民法典」「中華人民共和國商標法」「中華人民製品品質法」「中華人民共和國標準化法」「中華人民共和國反不正競争法」等の関連規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法でいう地理的表示産品は、特定の地域を産地とし、有する品質、社会的評価又はその他の特性が本質的に当該産地の自然的要因、人文的要因によって決められている産品を指す。地理的表示産品は、次のものを含む。

(一) この地域に由来する栽培・飼育産品。

(二) 原材料の全てがこの地域に由来し又は一部がその他の地域に由来し、且つこの地域において特定の製法に従って生産及び加工された産品。

第三条 地理的表示産品は、真実性、地域性、特異性と関連性を有しなければならない。

真実性とは、地理的表示産品の名称が長期継続的に使用され、広く公衆に知られていることである。地域性とは、地理的表示産品

の全生産過程又は主な生産過程が限定された地域範囲内で発生しなければならないことである。特異性とは、産品が明らかな品質の特色、特定の社会的評価又はその他の特性を有することである。関連性とは、産品の特異性が特定の地域の自然的要因又は人文的要因によって決められていることである。

第四条 本弁法は地理的表示産品の保護申請、審査認定、取消、変更及び専用標識の使用管理等に適用する。

第五条 国家知識産権局は全国の地理的表示産品及び専用標識の管理と保護の業務を担当し、地理的表示産品の保護申請を一律に受理・審査し、法に従って地理的表示を認定する。

地方知的財産権管理部門はそれぞれの行政区域内の地理的表示産品及び専用標識の管理と保護の業務を担当する。

第六条 地理的表示産品保護は自発的申請、認定公表の原則を遵守する。地理的表示産品保護、地理的表示産品の名称と専用標識の使用は信義誠実の原則を遵守しなければならない。

第七条 地理的表示産品保護を獲得した場合は、地理的表示産品の名称と専用標識を規範的に使用しなければならない。

地理的表示産品の名称は、地理指示機能を有する名称と産品の真実な属性を反映する普通名称から構成された組合せ名称であってもよく、長い使用の歴史を有する広く認められている名称であってもよい。

第八条 以下のいずれか1つに該当する場合、地理的表示産品の認定を与えない。

(一) 産品又は産品名称が法律に違反し、公序良俗に反し又は公共利益を害する。

(二) 産品名称が産品の普通名称にすぎない。

(三) 産品名称が他人の登録商標であり、又は未登録の馳名商標であり、公衆を誤解させる。

(四) 産品名称が既に、保護を受けている地理的表示産品の名称と同じであり、公衆に産品の地理的由来を誤認させる。

(五) 産品名称が、国家が承認した植物品種又は動物育種の名称と同じであり、公衆に産品の地理的由来を誤認させる。

(六) 産品又は特定の製法が安全、衛生、環境保全の要件に違反し、環境、生態、資源に危害を与える恐れがある。

第二章 申請

第九条 地理的表示産品保護の申請は、提出される産地範囲の県級以上の人民政府又はその指定されている代表性を有する社会团体、保護申請機構（以下、申請者と略す）によって提出される。

第十条 保護申請される産品の産地が県域範囲内の場合、県級以上の人民政府が産地範囲の提案を提出し、県域範囲を跨ぐ場合、共通する上級地方人民政府が産地範囲の提案を提出し、地級市範囲を跨ぐ場合、関連する省級人民政府が産地範囲の提案を出し、省域範囲を跨ぐ場合、関連する省級人民政府が産地範囲の提案を共同で提出する。

第十一条 地理的表示産品保護の申請書類は省級知的財産権管理部門に提出しなければならない。

申請書類は、次のものを含む。

(一) 関連する地方人民政府の地理的表示産品の産地範囲の画定に関する提案。

(二) 関連する地方人民政府の地理的表示産品の申請、保護メカニズムに関する文書。

(三) 地理的表示産品の関連資料は、次のものを含む。

1. 地理的表示産品保護の申請書。

2. 地理的表示産品保護の要件には、産品名称、産品分類、申請者情報、産地範囲、産品説明、産品の物理的・感覚的等の品質の特色、特定の社会的評価又はその他の特性、及び産品と産地の自然的要因・人文的要因との関係の説明、専用標識の使用管理機構としての地方知的財産権管理部門の情報が含まれる。

3. 産品品質の検査と試験レポート。

4. 保護申請しようとする地理的表示産品の技術基準。

5. 産品名称が長期継続的に使用されている文献記録等の資料。

6. 産品の知名度、産品の生産・販売状況の説明。

7. 地理的表示産品の特色の品質の検査試験機構の情報。

(四) その他の説明資料又は証明資料。

第十二条 省級知的財産権管理部門は申請を受領した日から3カ月以内に初歩審査意見を提出しなければならない。審査に合

格した場合、初歩審査意見と申請書類を国家知識産権局に提出し、審査に合格しなかった場合、申請者に書面にて通知する。

第三章 審査及び認定

第十三条 国家知識産権局は受領した申請に対して形式審査を行う。審査に合格した場合、受理するとともに、申請者に書面にて通知し、審査に合格しなかった場合、申請者に書面にて通知し、申請者は書面による通知を受領した日から 4ヶ月以内に回答しなければならず、期限内に回答しなかった場合又は審査に依然として合格しかなかった場合、受理しないとともに、申請者に書面にて通知する。

第十四条 受理された地理的表示産品保護の申請に対し、国家知識産権局は技術審査を行わせる。技術審査は国家知識産権局によって設立された地理的表示産品の専門家審査委員会が担当する。

技術審査は会議審査と必要な産地確認を含み、申請者は協力をしなければならない。

技術審査に合格した場合、国家知識産権局は予備認定公告を発表し、技術審査に合格しなかった場合、申請を却下するとともに申請者に書面にて通知する。

第十五条 関連する団体又は個人は、予備認定公告された地理的表示産品に対して異議がある場合、予備認定公告された日から 2ヶ月以内に国家知識産権局に申立てをし、異議申立書を提出し、

理由を説明するとともに、関連する証拠資料を付け加えなければならない。

期限内に異議申立てがない場合、国家知識産権局は認定公告を
発表する。

異議申立てが以下のいずれか1つに該当する場合、国家知識産
権局は受理をしないととも異議申立人に書面にて通知する。

(一) 法定期限内に申立てをしなかった。

(二) 異議申立理由を具体的に説明しなかった。

第十六条 国家知識産権局は異議申立てを受理した後、被異
議者に速やかに通知するとともに、双方による協議を行わせる。協
議が成立しなかった場合、国家知識産権局は地理的表示産品の専門
家審査委員会に審議を行わせ、その後に裁決する。

異議申立てが成立した場合、国家知識産権局は認定を与えない
旨決定をするとともに、異議申立人と被異議者に書面にて通知する。
異議申立てが成立しなかった場合、異議申立てを却下するとともに、
異議申立人と被異議者に書面にて通知し、国家知識産権局は認定公
告を発表する。

第四章 地理的表示産品保護体制及び専用標識の使 用

第十七条 地理的表示産品が属する地域の人民政府は基準
体制、検査体制、品質保証体制等の保護体制の構築を計画し実施す
る。

第十八条 地理的表示産品が保護を獲得した後、産品の産地範囲、分類、知名度等の要因に基づいて、申請者は地理的表示産品に関連する国家標準、地方標準、団体標準の制定に協力し、産品分類に基づいて国家標準見本を開発しなければならない。

標準は、保護要件で認定された名称、産品分類、産地範囲、品質の特色等の強制的な規定を変更するものであってはならない。

第十九条 地理的表示産品の特色の品質の検査試験業務は関連する資質条件を有する検査試験機構が担当する。必要な場合、国家知識産権局は検査試験機構に再検査試験を行わせる。

第二十条 地理的表示産品の産地範囲内の生産者が専用標識を使用する場合は、産地の知的財産権管理部門に申請するとともに、以下の資料を提出しなければならない。

(一) 地理的表示の専用標識の使用申請書。

(二) 地理的表示産品の特色の品質の検査試験レポート。

産地の知的財産権管理部門は専用標識の使用を申請する生産者の産地に対して確認を行う。上述した申請が、それが属する地域の省級知的財産権管理部門の審査を経て、且つ国家知識産権局の審査に合格し、登録登記された後、公告が発表されると、生産者はその産品に地理的表示の専用標識を使用することができるようになる。

国家知識産権局は条件に合致する省級知的財産権管理部門に審査を委託してもよく、審査に合格した場合、国家知識産権局によって登録登記された後に公告を発表する。

第二十一条 シンポジウム、展覧、展示会等の共益性活動において地理的表示の専用標識を使用する場合、それが属する地域の省級知的財産権管理部門に記録を提出して申請するとともに、以下の資料を提出しなければならない。

(一) 地理的表示の専用標識の使用記録表。

(二) 地理的表示の専用標識の使用設計図。

それが属する地域の省級知的財産権管理部門は上述した記録申請を審査し、審査合格後に、国家知識産権局に記録のために報告する。国家知識産権局の記録後に、関連する主体は公益的な活動において地理的表示の専用標識を使用することができる。

第二十二条 地理的表示の専用標識の合法的使用者は国家知識産権局の公式ウェブサイトから基本図案のベクター画像をダウンロードしなければならない。地理的表示の専用標識のベクター画像は比率に応じて縮小・拡大することができ、明確に判読できるものでなければならず、専用標識の図案の形状、構成、文字のフォント、絵と文字の比率、色の値等を変更してはならない。

第二十三条 地理的表示製品の生産者は対応する基準に従って生産を行わなければならない。その他の団体又は個人は保護を受けている地理的表示製品の名称又は専用標識を無断に使用してはならない。

地理的表示製品が保護を獲得した後、申請者は措置を講じて地理的表示製品の名称と専用標識の使用、製品の特色の品質等を管理しなければならない。

第二十四条 地方知的財産権管理部門はそれぞれの行政地域内の保護を受けている地理的表示製品の産地範囲、名称、品質の特色、基準の合致性、専用標識の使用等に対する日常の監督・管理を担当する。

省級知的財産権管理部門は国家知識産権局に対して地理的表示製品及び専用標識の監督管理情報と保護体制の運用状況を定期的に提出しなければならない。

第二十五条 本弁法でいう地理的表示製品の名称又は専用標識の使用とは、地理的表示製品の名称又は専用標識を製品、製品包装又は容器及び製品取引文書に使用すること、又は地理的表示製品の名称又は専用標識を広告宣伝、展覧及びその他の商業活動において、製品の原産地又は保護を受けている地理的表示製品を識別するために使用することを指す。

第五章 変更と取消

第二十六条 地理的表示製品保護の要件を変更する必要がある場合は、国家知識産権局に変更申請を提出しなければならない。

(一) 品質の特色や製品の形態を変更したり、製品名称や産地範囲を変更したりすることなく、保護の要件を更新、改善する場合には、国家知識産権局は省級知的財産権管理部門から初歩審査意見を受領した後、地理的表示製品保護の要件変更の審査を開始し、審査に合格した場合、国家知識産権局は変更公告を公表し、審査に合格しなかった場合、申請者に書面にて通知する。

(二) 地理的表示産品の名称、産地範囲、品質の特色と産品形態等の主要内容を変更する場合には、国家知識産権局は省級知的財産権管理部門から初歩審査意見を受領した後、地理的表示産品の専門家審査委員会による技術審査を開始させる。審査に合格した場合、国家知識産権局は予備変更公告を公表し、公告された日から2ヶ月に異議申立てがない又は異議申立てがあっても成立しなかった場合、国家知識産権局は変更公告を公表し、審査に合格しなかった場合、申請者に書面にて通知する。

第二十七条 以下のいずれか1つに該当する場合、国家知識産権局が認定公告を公表した日から、団体又は個人の何人も国家知識産権局に対して地理的表示産品保護の取消請求をすることができ、理由を説明するとともに、関連する証拠資料を付け加える。

(一) 産品名称が普通名称になった。

(二) 3年間連続して生産や販売において地理的表示産品の名称を使用しなかった。

(三) 自然的要因又は人文的要因の変化により地理的表示産品の品質の特色が保証できなくなり、且つ回復が困難である。

(四) 産品又は産品名称が法律に違反し、公序良俗に反し又は公共利益を害する。

(五) 産品又は特定の製法が安全、衛生、環境保全の要件に違反し、環境、生態、資源に危害を与える恐れがある。

(六) 詐欺手段又はその他の不正手段によって保護を獲得した。

第二十八条 取消請求に取消理由を具体的に説明しなかった場合、国家知識産権局は受理をしないととも、請求人に書面にて通知する。

第二十九条 国家知識産権局は取消請求を審査し、決定をするとともに、当事者に書面にて通知する。

国家知識産権局は地理的表示産品の取消決定をした場合、取消公告を發表する。

当事者が取消決定に不服がある場合、通知を受領した日から6ヶ月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。

第六章 保護と監督

第三十条 以下のいずれか1つの行為に該当する場合、関連する法律・法規定に従って処理する。

(一) 産地範囲以外の同じ又は類似の産品に、保護を受けている地理的表示産品の名称を使用する。

(二) 産地範囲以外の同じ又は類似の産品に、保護を受けている地理的表示産品の名称に類似する名称を使用し、公衆を誤解させる。

(三) 保護を受けている地理的表示産品の名称を、産地範囲以外の同じ又は類似の産品に使用する。たとえ真の産地が明記されていたとしても、翻訳された名称を使用する、又は「種」「型」「式」「類」「風」等のような表記を伴っていても同様。

(四) 産地範囲内の地理的表示産品の基準と管理規範の要件

に合致しない産品に、保護を受けている地理的表示産品の名称を使用する。

(五) 産品に地理的表示の専用標識を偽造して使用する。

(六) 産品に地理的表示の専用標識に類似し又は消費者を誤認させる恐れがある文字又は図案標識を使用し、公衆を誤解させる。

(七) 上述した産品を販売する。

(八) 地理的表示の専用標識を偽造する。

(九) その他の関連する法律・法規定の規定に合致しないものの。

第三十一条 地理的表示の専用標識の使用を許可された生産者が、営業許可が抹消され又は取り消されたり、又は関連する生産許可が抹消され又は取り消されたり、又は地理的産品の産地範囲から転出したり、又は当該地理的表示産品の生産に従事しなくなったり、又は対応する基準に従って生産せず且つ期限内に正さなかったり、又は保護を受けている地理的表示産品に専用標識を2年以内に使用せず且つ期限内に正さなかったりした場合、国家知識産権局はその地理的表示の専用標識の使用登録登記を抹消し、その地理的表示の専用標識の使用を停止するとともに、公告を發表する。

第三十二条 地理的表示産品の生産者が関連する産品の品質、基準等の規定に違反した場合、「中華人民共和国製品品質法」「中華人民共和国標準化法」等の関連法律に基づいて行政処罰をする。

第三十三条 保護を受けている地理的表示産品の名称を企業名称の商号として使用し、公衆を誤解させ、不正競争行為を構成す

る場合、「中華人民共和国反不正競争法」に基づいて処理をする。

第三十四条 地理的表示産品の管理と保護業務に従事する者及びその他の法に従って公職を履行する者が、職務を怠慢し、職権を乱用し、汚職や虚偽を犯し、地理的表示産品の管理と保護の事項を法律や紀律に違反して処理し、当事者から財産を収受し、不当利益を得る場合、法に従って処分し、犯罪を構成するものは、法に従って刑事責任を追究する。

第七章 附則

第三十五条 中華人民共和国における国外の地理的表示産品の申請、審査、専用標識の使用、監督管理等の特別事項は国家知識産権局により別途規定する。

第三十六条 本弁法は2024年2月1日から施行される。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/2/art_3324_189481.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。